

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東外110名

被告 国

準備書面（21）

（新規制基準の考え方（乙B1号証）に対する全般的な反論資料）

2017（平成29）年12月1日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

本書面は，被告提出の「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（乙B1号証，以下「考え方」という。）に対する全般的な反論等をまとめた『「新規制基準の考え方」検討報告書 ～原子力規制委員会の欺瞞～』（甲B30号証，以下「検討報告書」という。）の提出，及び検討報告書の策定経緯等について説明するものである。なお，この検討報告書は，全国各地の本件と同様の原発裁判において提出されている。

1 「考え方」（乙B1）の策定経緯

原子力規制委員会は，2016年6月29日開催の会議において，原子力規制庁が作成した「考え方」を了承した¹。「考え方」は，この僅か1回の会議で策定され，その後，同年8月24日に改訂されている（乙B1）。

¹ 「平成28年度原子力規制委員会18回会議議事録」27頁

原子力規制庁の説明によれば、「考え方」は、新規制基準の内容や考え方について、設置許可基準規則を中心に解説する資料として作成されたものであり²、更田委員（現委員長）によれば、「考え方」は、法律や規則で要求しているものと安全対策をつなぐ、安全対策の基本的な考え方を理解するための文書ということである³。

もつとも、田中委員長（肩書は作成当時。以下同じ。）は、上記会議において次のように発言し、「考え方」が了承された⁴。

○田中委員長

今、原子力規制委員会、原子力規制庁が抱えている訴訟案件というのは、多分相当数に、いくつありますか。

○竹本長官官房総務課法務室企画調整官

法務室の竹本でございます。行政訴訟、設置許可の取消とか差し止めとかを言いますと、今、16件抱えております。

○田中委員長

今、言いましたように16件あって、今後ともたくさん出てくる可能性が否定できないわけで、そういうときに、この基本的な考え方が、私どもが被告ではなかったけれども、大津地裁の判決などを見ても、こういう中身のところまで、今日御説明いただいている資料のようなどころまで言及されています。ですから、そういうことに対する私どものきちんとした説明資料として作っていただいたものと私は思いますので、変に分かりやすいというよりは、そういう意味で法的な世界において、きちんとロジカルに、難しくてもいいですよ、そういう場合は。そういう意味で、直す必要があれば直していただくということ

² 「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方に関する資料の作成について」平成28年6月29日付原子力規制庁作成

³ 「平成28年度原子力規制委員会18回会議議事録」25頁

⁴ 「平成28年度原子力規制委員会18回会議議事録」27頁

かと思えます。一般的な国民向けの説明資料は、またこれとは全く別のものだろうと私は思いますので、…（略）…だから、そういうことで、今ちょっと御指摘がありましたけれども、少し整理を、見直すところがあれば修正をしていただきたいと思えますけれども、基本的に、特に御意見がなければ、取りあえず第1版の資料として、多分訴訟は毎日のように私の方にも報告が来ていますので、進捗状況とか、そういうところで使えるような資料ということでまとめたいただきたいと思いますので、原子力規制委員会としてはこれで、この版として了承したいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○田中委員長

それでは、そういうことにさせていただきたいと思えます。

上記田中委員長の発言によれば、「考え方」は、訴訟・裁判で使えるような資料としてまとめられたものということである。このような田中委員長の発言を俟つまでもなく、「考え方」の内容を見れば、田中委員長が指摘する大津地裁2016年3月9日高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定（甲F18。上記田中委員長の発言における大津地裁の「判決」という箇所は、「決定」の誤りと考えられる。）以外にも、同決定についての異議審決定や福井地裁2014年5月21日大飯原発3・4号機運転差止判決（甲F14）、福井地裁2015年4月14日高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定（甲F17）を意識していると考えられる項目が多いこと（「考え方」1-2-1, 2-2-2, 2-5-2, 4-1-3, 4-2-2, 4-2-3, 5-2-7, 5-2-8等）からすれば、「考え方」は、まさに訴訟・裁判対策のために作成されたものといえる。

2 検討報告書（甲B30）の策定経緯

実際、「考え方」は、各地の原発裁判において証拠として提出されており、国を被告とする行政訴訟のみならず、電力会社を被告とする民事訴訟、仮処分事件等

においても多く証拠として提出されている。

ここで問題となるのが、「考え方」が原子力規制委員会の「主張」としてだけでなく、裁判所が判断する前提となる「証拠」として提出されていることである。検討報告書本文で検討するように「考え方」の項目の中には、これといった理由を述べることなくほとんど結論しか述べていない項目が多くあり、このような「考え方」が「原子力規制委員会がそのように結論付けている」という理由だけで安易に採用されるとすれば、裁判所の判断の誤りを招き、司法が単に行政に追随するだけの機関に墮すおそれすら生じかねない。

そして、上記懸念は、杞憂とはならず、大津地裁2016年3月9日高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定の抗告審において、大阪高裁は、「考え方」の内容の当否を検討することなく、「原子力規制委員会がそのように結論付けている」という理由だけで「考え方」を安易に採用し、2017年3月28日、高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定を取り消した（甲F50）。

そこで、脱原発弁護団全国連絡会⁵では、「考え方」（2016年8月24日改訂版：乙B1）の内容及び結論について有志らによる検討を行い、その結果を検討報告書（甲B30）に取りまとめた。検討報告書では、「考え方」は、福島第一原発事故の反省を踏まえておらず原発の安全性を確保するものとはいえない新規制基準について、同基準が合理性を有するものと強引に取り繕うものであると考えている。このような資料を原子力規制委員会が自ら作成することについては、その姿勢には相当に問題があるというべきである。

⁵ 「脱原発弁護団全国連絡会」とは、3.11の東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原発の過酷事故をきっかけに、事故以前の各地の弁護士がそれぞれに裁判に取り組むという非効率な訴訟活動を反省し、互いに情報交換をして助け合おうと全国的に、過去、現在、そして今後取り組みたいと考えている若手弁護士にもあまねく声をかけ、平成23年（2011年）7月16日に結成された組織である。北海道から九州まで約170名の弁護士が加入している。団体加入も含めると300人にも及ぶ。

おおむね3か月ごとに、東京や全国各地に結集して勉強会や合宿を開催し、各訴訟の現状や課題の報告を議論したり、専門家を招いて学習会や各地の原発立地で活断層などを実地で見学するなどの活動を行っている。 <http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/about/>

**3 検討報告書（甲 B 3 0）は「考え方」の内容の検討のみではないこと、
また、「考え方」の項目と対応するような編集とされていること**

「考え方」が事実上裁判において原子力規制委員会の判断を権威付けるための資料として作成された経緯に鑑み、検討報告書では、「考え方」の内容について検討するのみならず、内規、ガイド類を含む新規制基準の体系全体や適合性審査の実情等についても必要に応じて言及している。

被告は、準備書面の随所で「考え方」を証拠として引用しているが、検討報告書は（原告らの主張は、基本的には検討報告書の立場と同様である。）「考え方」の項目に対応するような編集をしていることから、被告の主張と並行して検討報告書を参照することにより、被告の主張の問題点を早期に理解する手助けになると思われる。

以 上